

福津市空家等の適正管理に関する条例(平成29年福津市条例第5号)新旧対照表

新	旧
<p>(空家等対策計画)</p> <p>第6条 市長は、<u>法第7条第1項</u>の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(<u>福津市空家等対策審議会</u>)</p> <p>第9条 市に、<u>福津市空家等対策審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、市長の諮問に応じ、空家等対策計画の策定及び変更に関すること並びに特定空家等の指定に関する意見を述べるほか、<u>法第13条第2項、法第22条第2項、同条第3項、同条第9項及び同条第10項</u>に規定する所有者等に対する措置の実施について調査審議するものとする。</p> <p>3 <u>審議会</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(<u>審議会への</u> 諮問)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第13条第2項若しくは第22条第2項</u>の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行を行おうとするときは、あらかじめ、第9条に規定する<u>審議会</u>に諮問しなければならない。</p>	<p>(空家等対策計画)</p> <p>第6条 市長は、<u>法第6条第1項</u>の規定により、空家等対策計画を定めるものとする。</p> <p>(<u>福津市特定空家等審査会</u>)</p> <p>第9条 市に、<u>福津市特定空家等審査会</u>(以下「<u>審査会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 <u>審査会</u>は、市長の諮問に応じ、空家等対策計画の策定及び変更に関すること並びに特定空家等の指定に関する意見を述べるほか、<u>法第14条</u>に規定する所有者等に対する措置の実施について調査審議するものとする。</p> <p>3 <u>審査会</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(<u>特定空家等の所有者等に対する措置に係る</u>諮問)</p> <p>第10条 市長は、<u>法第14条第2項</u>の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行を行おうとするときは、あらかじめ、第9条に規定する<u>審査会</u>に諮問しなければならない。</p>